

旧版 人工雨

(福岡) 内藤莞爾

人工雨は、原子時代になつてのことではな
らぬ、これは北九州のある村の話。明治
二十六年夏のことである。

「空気が振動シテ降雨アルハ確實ナル道理
ニシテ、焚火又ハ音響ヲ以テ空気が振動ヲ起
スモ又十分学理ニ達ス」。これは郡役所から
「勸業試験場長への問合せに對する返事であ
る。なほこの返事には、(一)富士山では雨をお
それて高声が禁じられる、(二)ラッパを吹いて
大雨に遭つた例がある。

「高山で火を焚くと雨が降る、何西南戦争の
時には雨が多かつた、(三)長崎で祝砲を發する
と雨が降る、等の実例を挙げられている。そ
とで「右ニヨリ焚火ニ加ウルニ音響ヲ以テセ
バ、アルイハ突効ヲ見ルニ至ランカ。ナルベ
ク規模ノ大ナル方ヨロシカルベシ、云々」と
いうことになつて、郡の方も「速カニ実行セ

シト欲ス、十分御尽力ヲ希フ」という通牒を
發するに至つたわけである。
この通牒に依じて、村で決定した実施案は
次のようである。

一、明治二十六年八月二十日午後第八時ヨ
リ焚火ヲ始メ、至二十一日午前第三時終止
ノコト

一、施行中音響振動ヲ混ズルコト、其種類
左ノ如シ

一、鐘、太鼓、調口、空響等ヲ以テ鳴動セ
シムルコト

一、多人數集リ大声ヲ發スルコト
右ハ可成高山ニ於テ施行スルヲ要ス。以て
その有様を彷彿するに足る。なお夜間にこれ
をなす理由には、「夕ハ風陸ニ吹キ、朝ハ海
ニ向フハ、平常一定ノ順序アルモノナリ。コ
ノ順序ヲ乱スコトヲ勉ムベシ。而シテ風ノ變
動時ハ午後九時、又ハ午前二時頃トス」と
いう註釈がついている。

この人工降雨がどのくらいの効果を挙げた
かは分らない。「……シノ成否ニ至リテハ、
何人ト雖モ保証スルニアラス」と郡の通牒に
も見えるから、当局としても疑心暗鬼のあつ
たことは争えない。けれども、翌二十七年七
月に、もう一度これをやるうとしているところ
からすると、多少とも期待をかけていたこ
とは事實といえる。「人口降雨法実施ニ付、
及御協議度件有之候条、本月十四日午前第八
時当役場へ御出頭相成度」。その時、村役
場から部落長へ出された通知である。この協
議会の内容を「議案」によつて覗いてみよう
前年度の実施要領を補足する意味で全文を掲
げておく。

一、明治二十七年七月十八日ヨリ同月十九
日迄二日間、毎日午後八時ヨリ十二時迄焚

火スルコト
一、各村戸數ノ多少ニ因ルトイヘドモ一ケ
所一夜ニ付千把焚燒スルヲ目的トス
一、焚火ノ場所ハ可成高キ処ヲ選ブコト
一、右施行中音響振動ヲ混ズルコト昨年ノ
例ニヨルコト、薪ノ數ハ一戸十把ツツ位ヲ
標準トス

これによれば、この人工降雨法をやらかし
たのは、その村だけではなかつたらしい。お
そらく郡下も相当ひろく行われ、またそれに
よつて、實際の効果を狙つたのであろう。だ
とすれば、かなりの「壮観」が想像されてよ
い。人口雨実施の十八日、朝鮮政府は帝國軍
隊の撤退を要求、二十三日、聯合艦隊は佐世
保を出發、二十五日には清國海軍も豊山沖で
交戦、操江を捕え、高陞号を撃沈した。「大
日本帝國」の輝かしいスタートは奇しくも九
州の一角でことほがれたのである。